

土曜授業実施計画

1 土曜授業の理念

土曜日において、子どもたちに、学校における授業や地域における多様な学習や体験活動の機会などこれまで以上に豊かな教育環境を提供し、その成長を支えることができるよう、学校、家庭、地域のすべての大人が連携し、役割分担しながら取組を充実する必要がある。

【文部科学省「『土曜授業に関する検討チーム』最終まとめ」より】

2 法的根拠

学校教育法第六十一条

公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

(中学校においても同様)

3 目的

土曜日に、学校・家庭・地域が連携して特色ある教育活動及び学力の充実等に向けた取組を実施することにより、児童生徒の「生きる力」を育む。

4 開始年度

平成30年度

但し平成29年度後期から希望校において試行する。

5 年間実施回数 年間10回（当該月の第3土曜日を原則とする）

6 実施予定月 4・5・6・7・9・10・11・12・1・2月

7 内容

(1) 家庭・地域との連携による授業や学校行事

- ・保護者や地域住民等の外部人材の協力を得て実施する授業や学校行事
- ・総合的な学習の時間等における校外学習や体験活動
- ・地域住民による学習支援・協力による学習機会の提供

(2) 保護者や地域住民等への公開授業

- ・授業参観や公開授業
- ・学習発表会 等

(3) 通常の教科等の授業

- ・補充・発展的な学習や個別指導の充実に重点を置いた授業
- ・学年の実態に応じた学年単位の授業 等

【平成27年2月24日付教義第1114号「小中学校における土曜授業の一層の充実に向けて（通知）より】

8 教育課程上の位置付け

- ・土曜授業実施日は教育課程に位置付けられた正規の授業日とし、教育課程内の学校教育活動を行う。
- ・土曜授業実施に関して、児童生徒の代休日は設けない。
- ・土曜授業実施日は3時間授業とし、具体的なカリキュラムについては、各学校が創意工夫して編成する。

9 教職員に対する週休日の振替

土曜授業を行うため、土曜日に勤務を命ずる必要がある場合は、当該土曜日を起算日とする前8週間、後16週間の期間内に振替を行う。

【熊本県市町村立学校職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例の施行について2（2）】



4時間の振替を基本的には当該週で。それが困難な場合は当該振替日を起算日として前8週、後16週の期間内で確実に振り替える

10 その他

- ・土曜授業の実施に伴い、夏季休業日の期間を7月21日から8月31日までに変更する（現行は7月21日から8月26日まで）とともに、秋季休業日（体育の日の翌日と翌々日）を廃止する。夏季休業日の延長に伴い、授業日数は5日減少、秋季休業日の廃止により授業日数は2日増加、土曜授業の実施により授業日数は5日（半日×10回）増加となり、トータルで2日の増加が見込まれる。
- ・夏季休業中の8月13日、14日、15日の3日間（土日が含まれる場合はその前後の日）を閉庁日とし、休暇の取得促進を図る。
- ・土曜授業の実施と休業日の変更、廃止については、「荒尾市立小・中学校管理規則」を今年度中に改正する。